

第10号議案

「童謡コーラス 夏の合唱会2018」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成30年3月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

H30年2月6日

文京区教育委員会 殿

申請者 (主催者)
 特定非営利活動法人 童謡コーラス支援事務局
 所在地
 東京都豊島区東池袋1-17-8-9階
 団体名
 特定非営利活動法人 童謡コーラス支援事務局
 代表者名 河村美保



090-4009-1215

(電話番号)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	童謡コーラス 夏の合唱会2018	
実施期間	30年 7月 6日 (金) から 30年 7月 6日 (金) ままで (1日間)	
実施場所	文京シビックホール 大ホール	
事業内容	目的	音楽を通じ、文京区を中心とする地域の健全交流、社会教育の推進を努めます。
	内容	客席がステージ！全員参加型で童謡や唱歌を大合唱！
	対象者	文京区、都内の童謡コーラス会員＋一般 (参加予定人員 1300人)
	参加費	3,000円(会員) (一般の入場料は無料)
他団体の共催、後援等	東京都教育委員会、文京区	
備考		

童謡コーラス 夏の大会2018
(平成30年7月6日/文京シビック)

【収支予算書】

〈収入の部〉

出演者参加費(@3,000×1300※見込み)	3,900,000	
自己負担金	52,000	3,952,000

〈支出の部〉

会場施設使用料(文京シビック)	367,000	
会場備品使用料(文京シビック)	100,000	
会場技術使用料(文京シビック)	100,000	
昼食代(@800円×スタッフ50名)	40,000	
お茶代(@100円×スタッフ50名)	5,000	
プログラム作成費(@100円×6000部)	600,000	
男性合唱団出演料(@50,000円×15人)	750,000	
女性合唱団出演料(@50,000円×10人)	500,000	
司会者出演料(@50,000円×1名)	50,000	
ピアノ伴奏者出演料(@30,000円×1名)	30,000	
警備アルバイト人件費(@8,000円×10名)	80,000	
舞台装飾一式(平台組立)	100,000	
制作技術費	500,000	
音響・照明費	500,000	
メイク	50,000	
カメラマン	30,000	
看護師	50,000	
雑費	100,000	3,952,000

0-

本公演は、年間事業計画に含まれたNPO法人童謡コーラス支援事務局の主催事業のため主たる事業として、不足分を年間事業費から負担する予定です。

下記の通り、公演を計画致しております。尚、出演者や曲目、時間等のプログラム内容が変更する場合がございます。

◆公演名称	童謡コーラス 夏の大合唱会2018
◆公演月日	平成30年7月6日(金)
◆公演時間	開演13:30～15:50
◆公演会場	文京シビック
◆開場時間	13:00
◆入場料	無料
◆参加者	童謡コーラス会員 約1,300名／一般 約200名
◆主催	特定非営利活動法人 童謡コーラス支援事務局
◆制作	株式会社どみそ音楽事務所
◆後援申請予定	東京都教育委員会、文京区、文京区教育委員会
◆公演趣旨	地域住民(中高年者)による生涯学習活動「童謡コーラス」を通じて、「住民の健全交流」「地域文化の発展と向上」「社会教育の推進」を目的としています。 また、入場無料の非営利活動公演(啓発活動)により、観客に対しても本公演、そして「童謡コーラス」の趣旨や関心度、理解度を高めることが目的です。 みんなのためのみんなの大合唱会として、今年一年の思い出を四季の名曲で振り返ります。
◆主な内容 (演目)	13:30 公演挨拶及び、公演中の諸注意 13:40 ①客席がステージ！観客参加型で童謡や季節の歌を全員で大合唱！ めだかの学校／かわいいかくれんぼ／みかんの花咲く丘／みどりのそよ風／雨降りお月／夏の思い出 牧場の朝／椰子の実／浜辺の歌／うみ／海／かもめの水兵さん／かわいい魚屋さん／われは海の子 めえめえ子山羊／気のいいアヒル／かなりや／カラスの赤ちゃん／子鹿のバンビ／七つの子／四季の歌 兎のダンス／汽車／ゆりがごのうた／靴が鳴る／ふるさと／学生時代／青い山脈／上を向いて歩こう 線路は続くよどこまでも(予定。曲目は去年のものです) 14:30 ②地域プラカード収録 14:50 ③ザミベルカントシンガーズによるライブコンサート(予定) 恋のバカンス／ルビーの指輪／ブランデーグラス／また君に恋してる／あとき君は若かった 亜麻色の髪の乙女／白い色は恋人の色／ブルーシャトウ／瀬戸の花嫁／花の首飾り／すばる 海・その愛／思い出の渚(予定。曲目は去年のものです) 15:30 ④最後に全員で大合唱、思いっきり歌おう 線路は続くよどこまでも(エンドリパート) 15:50 終演予定
・番組収録	上記を収録→制作→放送し、広く多くの住民に啓発する。
・参加者	童謡コーラス会員 約1,300名／一般 約200名
・参加費	3,000円(会員のみ)

NPO法人 童謡コーラス支援事務局 河村美保
担当:河村美保 (TEL:090-4009-1215)

特定非営利活動法人童謡コーラス支援事務局定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人童謡コーラス支援事務局という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民とともに学ぶ音楽活動に関する事業を行い、地域住民とともに行われる童謡コーラスの支援に関する事業を行い、社会教育の推進及び文化芸術の振興、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 地域住民とともに行われる童謡コーラスの企画・運営の支援事業
- (2) 地域住民による生涯学習（音楽活動）を促進するための啓発活動事業
- (3) 地域住民の健全交流を目的としたコンサート及び公演、イベント等の運営事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事については理事会の議決により、監事については総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告書及び収支決算の承認
- (5) 残余財産の帰属
- (6) 監事の解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の3分の2以上をもって決する。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は、記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 理事の選任又は解任、職務及び報酬

(8) 監事の選任、職務及び報酬

(9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は、記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理と区分）

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の資産は特定非営利活動に係わる事業の資産の一種とする。

（会計の原則と区分）

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- 2 この法人の会計は特定非営利活動に係わる事業会計の一種とする。

（事業計画及び予算）

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用とすることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 河村 美保

副理事長 原田 武大

理事 上田 卓也

監事 高木 友也

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成

24年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員（個人・団体）：入会金	10,000円
年会費	60,000円
賛助会員（個人・団体）：入会金	3,000円
年会費	12,000円

特定非営利活動法人 童謡コーラス支援事務局
役員名簿

理事長 河村美保

副理事長 原田武大

理事 上田卓也

監事 高木友也